CORPORATE GOVERNANCE

INFORICH INC.

最終更新日:2024年3月29日 株式会社INFORICH

代表取締役社長兼執行役員CEO 秋山 広宣 問合せ先:取締役CFO 橋本 祐樹 03-4500-9221

証券コード:9338

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。当社グループは株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者に対して責任ある企業経営を実現することを目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、適切な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できる組織体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
秋山 広宣	1,783,900	19.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	998,200	10.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	754,800	8.05
MRA INVESTMENTS PTE. LTD (常任代理人 東海東京証券株式会社 決済業務部長 中村薫)	504,500	5.38
株式会社SBI証券	248,300	2.65
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT(常任代理人BOFA証券株式会社代表取締役社長笹田珠生)	234,800	2.50
EMURGO GROUP PTE. LTD	222,500	2.37
MORGAN STANLEY & CO.LLC (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 オペレーション本部長アンドリューハーシャン)	220,250	2.35
楽天証券株式会社	170,300	1.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員半沢淳一)	133,762	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は2023年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
K	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
角田 耕一	他の会社の出身者												
鈴木シュヴァイスグート絵里子	他の会社の出身者												
星健一	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

	Yels also		
氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角田 耕一			外資金融会社に加え上場企業での取締役としての豊富な経験と知見を有していることから、 経営全般の助言・提言を期待するとともに、全 てのステークホルダーを意識した経営の監督 及びグループ全体の財務体質とガバナンスの 強化を適切に行っていただけるものと判断して 選任しております。 また、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
鈴木シュヴァイスグート絵里子			外資系金融機関に加え外国籍ベンチャー企業での日本代表としての豊富な経験と知見を有しており、また、女性活躍推進に携わってきた経験を活かしてSDGs経営についての助言・提言を期待することができるとともに、全てのステークホルダーを意識した経営の監督及びグループ全体の財務体質とガバナンスの強化を適切に行っていただけるものと判断して選任しております。 また、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
星 健一			IT業界における豊富な経験と知見を有するほか、会社経営全般に関する相当程度の実績を有することから、経営全般の助言・提言を期待するとともに、全てのステークホルダーを意識した経営の監督及びグループ全体の財務体質とガバナンスの強化を適切に行っていただけるものと判断して選任しております。また、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無<mark>更新</mark>

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会		4	4	1	3	0	0	社外取 締役

報酬委員会に相当 する任意の委員会 指名·報酬委員会	4	4	1	3	0	0	社外取 締役
----------------------------------	---	---	---	---	---	---	-----------

補足説明更新

年に2回以上の開催とし、取締役の選任·解任や取締役報酬の額·決定方法に関する審議を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、Internal Audit Department及び会計監査人は、三様監査会合を定期的に開催し、課題や改善事項等情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するため相互の情報連携を図っております。

監査役と会計監査人は、定期的に会合の場を設け、会計監査や業務監査の状況を共有し、双方向からの積極的な連携により監査の品質向上と効率化に努めております。

監査役とInternal Audit Departmentは、定期的に会合の場を設け、内部監査の年度活動方針や月次報告等を共有するほか、合同監査の実施等を通じて効果的な監査の実施に努めております。

Internal Audit Departmentと会計監査人は、定期的に会合の場を設け、主として財務報告に係る内部統制の評価状況について協議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
Ca		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	T	m
小倉 和宣	他の会社の出身者													
阿南 剛	弁護士													
波多野 佐知子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小倉 和宣			大手企業における監査役としての経験と人事 労務に関する豊富な経験と幅広い知見を有し ております。この幅広い知識と経験を監査業務 に生かしていただけるものと判断し、選任して おります。また、同氏及び兼務先と当社との間 に、人的関係、資本的関係又は取引関係その 他の利害関係はなく、一般株主との利益相反 が生じるおそれがないことから独立役員として 指定しております。
阿南 剛			弁護士としての資格を保有しており、会社法務全般の分野に関する豊富な知識と経験を有しております。この幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
波多野 佐知子			公認会計士としての企業会計及び税務に関する専門的知見を有しております。この幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏及び兼務先と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をみたす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明更新

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を図ることを目的として、業績連動報酬制度及びストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の記載はしておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれの役員の 区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1 基本方針

- ・当社の取締役報酬制度は、中長期的な業績及び企業価値の向上に向けて、健全なインセティブとして機能する報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持のために相応しい水準・構成とすることを基本方針とします。
- ・当社の固定報酬及び業績連動型賞与の報酬額は、2024年3月28日開催の第9回定時株主総会において承認された年額300,000千円以内(うち社外取締役分は年額30,000千円)の範囲内において、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で決定します。また、当社の株式報酬の報酬額は、2024年3月28日開催の第9回定時株主総会において承認された各評価期間につき60,000千円以内(うち社外取締役分は10,000千円以内の範囲内において、任意の指名・報酬委員会(後記3で定義)の審議を経た上で、取締役会がこれを決定します。

2 取締役報酬制度の内容

・上記1の基本方針に基づく当社取締役(社内取締役及び社外取締役の総称をいいます。)への報酬制度の概要は下記表のとおりです。下記表中の「」は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。

[支給対象] 社内取締役(注1)及び社外取締役

[報酬等の種類]

社内取締役(注1)

金銭: 固定報酬 、業績連動型賞与

株式:業績連動型株式報酬

社外取締役

金銭: 固定報酬 、業績連動型賞与 -

株式:業績連動型株式報酬

(注)1 社内取締役とは、当社取締役のうち、社外取締役以外の取締役をいいます。

- ・取締役の個人別の報酬における報酬の種類別の割合については、上記1の基本方針に基づき、各取締役の役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し、同業他社及び他業種同規模他社における方針等を参考としつつ、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会の決議によりこれを決定します。
- 3 取締役の報酬等の内容の決定体制
- ·当社は、取締役(社内取締役及び社外取締役の総称をいう。)の報酬等に関する手続きの公正性·透明性·客観性を強化し、コーポレート·ガバ ナンスの充実を図ることを目的として、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成される任意の指名·報酬委員会(以下「任 意の指名·報酬委員会」といいます。)を設置しております。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に決定に関しては、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、当社取締役会がこれを決定します。
- 4 固定報酬の個人別の報酬等の額及び支給の時期又は条件の決定に関する方針
- ・社内取締役の個人別の固定報酬額は、各社内取締役の業務内容及び責任範囲を勘案し、同業他社の役員報酬水準等も踏まえて決定します。
- ・社外取締役の個人別の報酬額は、社外取締役の当社への貢献度、社会的地位及び在籍年数等を勘案して決定します。
- ・取締役の固定報酬の支給は、その在任期間中、毎月定額を金銭で支給します。
- 5 業績連動型賞与(金銭報酬)に係る業績の内容、その額又は算定方法及び支給の時期又は条件の決定に関する方針
- ·当社は、適切な業務執行に対する短期インセンティブを付与することを目的として、各事業年度における社内取締役の業績目標の評価結果に応じて、社内取締役のみを対象として、業績連動型賞与を付与します。
- ・業績連動型賞与の支給額は、各社内取締役の役位毎に定めた基準金額(以下「基準金額」といいます。)に、対象となる事業年度における業績目標の評価結果に基づく支給率を乗じて算出した額とします。

[業績連動型賞与の算定方法]

. 業績連動型賞与 = 基準金額()× 支給率()

基準金額は、社内取締役の個人別の固定報酬額及び報酬の種類別の割合等を勘案し、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会

がこれを決定します。

業績目標及び支給率の具体的内容は、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会において事前に設定します。なお、各社内取締役の業績目標に対する評価結果は、対象となる事業年度の終了後、最初に開催される指名・報酬委員会の審議を行い、取締役会がこれを決定します。

- ・社内取締役に対する業績連動型賞与の支給は、毎年1回金銭で支給します。
- 6 株式報酬(非金銭報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
- ・当社は、事後交付による株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入し、当社の取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社の中長期の業績目標の達成度等に応じて算定される数の普通株式(以下「当社株式」という。)を付与するとともに、当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭(以下、単に「金銭」という。)を支給します。なお、本制度に基づ〈株式報酬及び金銭の支給の総額は、株主総会において承認を得た固定報酬及び業績連動型賞与の報酬限度額とは別枠とします。
- ・取締役の業績目標の達成度を評価する期間(以下「評価期間」という。)は、取締役会において、1年を下回らない範囲で設定するものとしますが、初回の評価期間は、2024年1月1日から2024年12月31日までとします。
- ·各評価期間ごとの株式報酬及び金銭の支給の総額は60,000千円以内、うち社外取締役分は10,000千円以内とし、各評価期間に付与する当社株式の総数は10,000株以内、うち社外取締役分は2,000株以内とします。
- ·当社株式の付与及び金銭の支給は、評価期間終了後、3か月以内に開催される指名·報酬委員会の審議を経た上で、当該付与のための当社株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議に基づいて行います。
- ・対象取締役に対して交付する当社株式の数(以下「最終割当株式数」という。)は、評価期間ごとにあらかじめ定める対象取締役ごとの基準となる株式の数(以下「基準株式数」という。)に、評価期間ごとにあらかじめ定める評価指標の達成度に応じた支給率(以下「支給率」という。)及び0.6を乗じた数とします。
- ・対象取締役に対して支給する金銭の額(以下「最終支給金銭」という。)は、評価期間ごとにあらかじめ定める対象取締役ごとの基準株式数に、 当該評価期間における支給率及び0.4を乗じた額並びに割当取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で取締役会が定める金額を乗じた額と同額とします。

[最終割当株式数の算定方法]

最終割当株式数 = 基準株式数()× 評価指標()の達成度に応じた支給率()

[最終支給金銭の算定方法]

最終支給金銭 = 基準株式数() × 評価指標()の達成度に応じた支給率() × 0.4 × 割当取締役会決議日前日の終値()

基準株式数

・基準株式数は、対象取締役の役位別報酬基準額を基準株価で除して算出いたします。

[基準株式数の算定方法]

基準株式数 = 対象取締役の役位別報酬基準額()/ 基準株価()

- ()対象取締役の役位別報酬基準額
- ・対象取締役の役位別報酬基準額は、任意の指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会がこれを決定します。
- ()基準株価
- ・基準株価は、初回の評価期間の評価指標である時価総額1000億円を2023年12月31日現在の発行済株式の総数で除して算出いたします。

評価指標

- ・評価期間ごとに定める評価指標は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会が、評価期間ごとにこれを定めます。
- ・初回の評価期間における評価指標は当社の時価総額とし、その具体的な金額を1,000億円と設定します。
- ·初回の評価期間における評価指標の達成度の判定時期は、2024事業年度に係る連結計算書類及び計算書類並びにこれらの附属明細書が当社取締役会において確定する月(以下「判定月」といいます。)の末日とします。
- ·初回の評価期間における評価指標の達成度の判定方法は、判定月の最終5営業日における東京証券取引所の当社株式の終値の平均株価に、2024年12月31日現在の当社の発行済株式の総数を乗じて時価総額を算定し、達成度を判定いたします。

支給率

・支給率は、評価期間ごとに定める評価指標の種類及び内容等を踏まえ、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会がこれを定めます。 ・初回の評価期間における支給率は、上記の達成度の判定方法に基づいて算出した時価総額の達成度に応じた支給率とし、その具体的な内容は下記のとおりとします。

時価総額の達成率/達成度/支給率

70%未満の場合/70%未満/0%

70%以上80%未満の場合/70%/20%

80%以上90%未満の場合/80%/50%

90%以上100%未満の場合/90%/75%

100%以上の場合/100%/100%

・当社は、対象取締役が以下のからまでに定める要件をすべて満たした場合又は取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に限り、各評価期間終了後、対象取締役に対して、最終割当株式数の付与及び最終支給金銭の支給を行います。

対象取締役が、評価期間中、継続して当社の取締役の地位にあったこと

取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

上記 及び のほか、当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

・当社は、評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が第20条に基づ〈最終割当株式数の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。)、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に調整した割当株式数に、当該組織再編等の承認の日の前営業日における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じた額と同額(ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。)の金銭を、対象取締役に対して支給します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、Administration Departmentにおいて取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行う等、必要に応じサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役及び取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)で構成され、経営の基本方針や法定その他経営上の重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として代表取締役社長が議長となり、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。

取締役会の構成員は以下のとおりであります。

代表取締役社長兼執行役員CEO 秋山 広宣

取締役兼執行役員CFO 橋本 祐樹

取締役兼執行役員(00 高橋 朋伯

社外取締役 角田 耕一

社外取締役 鈴木 シュヴァイスグート 絵里子

社外取締役 星 健一

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名体制)で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として常勤監査役が議長となり、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。社外監査役はそれぞれ監査役、弁護士及び公認会計士として豊富な経験と専門的知識を有しております。

監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議等へ出席しております。

監査役会の構成員は以下のとおりであります。

常勤社外監査役 小倉 和宣

非常勤社外監查役 阿南 剛

非常勤社外監查役 波多野 佐知子

c.経営会議

経営会議は、代表取締役社長、常勤の取締役及び執行役員で構成され、原則として代表取締役社長が議長となり週1回開催し、経営計画、経営管理、経営の改善策、コーポレート・ガバナンス体制その他経営に関する重要事項について審議しております。また、監査役は、自らの判断により経営会議に出席し意見を述べることができます。

経営会議の構成員は以下のとおりであります。

代表取締役社長兼執行役員CEO 秋山 広宣

取締役兼執行役員CFO 橋本 祐樹

取締役兼執行役員(00 高橋 朋伯

執行役員副社長 児玉 知浩

執行役員CTO 李 同輝

執行役員CHRO 佐々木 丈士

執行役員グループ会社管理担当 日下部 麻美

執行役員Global担当兼営業担当 梶 桃郎

執行役員アカウント営業担当 播野 純平

執行役員エリア営業担当 滝川 佳延

d . 内部監査

当社では、業務執行から独立した部署としてInternal Audit Department(2023年12月末現在2名)を設置しており、この2名は海外現地駐在での経営・管理職経験者を含め、公認内部監査人、公認不正検査士、公認情報システムセキュリティプロフェッショナル、公認情報システム監査人の資格を有する専門人材を配置しています。

Internal Audit Departmentが当社及び連結子会社の内部監査を実施し、監査結果については取締役会、代表取締役及び監査対象部門に報告しております。

監査の結果、改善を要する事項がある場合には、代表取締役から監査対象部門に対して問題点の改善を指示し、その後の改善状況について報告を求めることとし、その進捗をInternal Audit Departmentが確認しております。

また、効率的かつ効果的な監査を実施するため、監査役及び会計監査人と連携する三様監査を実施しております。

e. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査が実施されております。

f. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、健全かつ適切な経営及び業務執行を図るには、コンプライアンス及びリスク管理の徹底が必要不可欠と考えております。

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、企業活動の遵法性、公平性、健全性を確保するため、また社会規範、企業倫理に反する 行為を防止、是正、また全役職員に倫理意識を浸透させ、健全な企業風土を醸成する活動の推進をしております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役兼執行役員CFOを委員長とし、委員は、代表取締役社長兼執行役員CEO、その他委員長が指名する者により構成されており、原則として四半期に1回開催しております。また、監査役は、自らの判断により本委員会に出席し意見を述べるこ

とができます。

g. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を、当該保険契約によっててん補することとしております。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因するもの、犯罪行為に起因するものその他保険金を支払わない場合として保険会社の保険約款が規定するものに該当する場合には補てんの対象としないこととしております。

h.責任限定契約の内容の概要

当社は、角田耕一、鈴木シュヴァイスグート絵里子、星健一、小倉和宣、阿南剛及び波多野佐知子の各氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的に業務監査等を行う役割としてInternal Audit Departmentを配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の議案に対する十分な検討時間を確保できるように、招集通知の早期発送を今 後検討して参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が出席できるよう、集中日を回避した日程を今後検討して参ります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電磁的方法による議決権行使の方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文提供をしております。

2.IRに関する活動状況 _{更新}

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイト上に掲載しております。 https://inforich.net/ir/management/disclosure	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役による業績や 経営方針の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役による業績や経営方針の説明をしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、株式公開後の海外投資家比率 を踏まえて、今後検討して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを開設し、IR活動やIR資料などの当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: Corporate Planning & IR 担当人員: 青木拓也、大橋南菜	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社では、フェア・ディスクロージャー・ルールに対応し、投資家に対して公平な情報提供を行うことで、投資家との積極的な対話を目指すことを目的として、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルを制定しております。また、機関投資家と個人投資家の情報格差を無くすための開示に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ではマテリアリティ(本業を通じて解決するべき最も重要な課題)を特定し、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社はホームページ(IR専用ページ)、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対して 情報提供を積極的に行っていく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定める決議をしているほか、四半期ごとの状況報告を行うなど、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

- 「内部統制システムの基本方針」に定める内容は以下のとおりであります。
- a 取締役及び役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等については定期的に開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2)「内部通報制度運用規程」を制定するとともに、当該制度により不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (3)監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- (4)Internal Audit Departmentは、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (5)反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
- (6) コンプライアンス・リスク管理委員会は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2)またデータ化された機密情報については、当社「機密情報管理規程」、「情報セキュリティー規程」、「プライバシーポリシー」、「個人情報保護規程」及び各種マニュアルに従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいてCorporate Divisionの担当役員を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を組織する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会は定期的に開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクが顕在化した場合には、他の部門や外部の専門家と連携しその原因を究明し、適切な再発防止 策を取締役会に提言する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2)当社は取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営会議を毎週開催し、業務執行に関する意思決定を機動的に 行う。
- (3)当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- e 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従ってCorporate divisionが統括管理し、各関係部門が連携して行う。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議または経営会議の決議を求める。その他の事項については、取締役会及び関係部門への報告を義務付ける。
- (2) 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会ではグループ全体及び個社におけるリスク管理とコンプライアンスについて役員及び役員に準じる者で審議・検討する。
- (3) 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準を共有し、一体性を有します。当社のInternal Audit Departmentは、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならずグループ会社も監査対象として内部監査を実施する。
- f 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置く。 配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を考慮して検討する。

当該使用人の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行う。

(2)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮・命令に従うものとする。

監査役の職務を補助する使用人は、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人を配置する。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(4) 当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役並びに使用人から監査役への報告に関する手続きを定め、その職務の執行状況について、適時適切に報告する。 当社及び子会社の取締役並びに使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。 (5)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(6)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、適時適切に行う。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との会合、監査役とInternal Audit Departmentとの会合、並びに監査役、Internal Audit Department及び会計監査人による三者の会合を定期的に開催する。

監査役から監査役の職務に関する要望があった場合は、適時適切に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方は、次のとおりとしております。

- 1.反社会的勢力の不当な要求に応じたり、反社会的勢力を用いて物事の解決をしてはならない。
- 2.当社に責任が帰属しえない行為・現象に対しての反社会的勢力(暴力団、エセ同和、総会屋等)による不当な要求(金銭その他の権益、詫び状等)に応じることは社会的・道義的に大き〈逸脱する行為となる。不当要求に応じることそれ自体では法に違反していない場合でも、社会的信用や信頼関係を大き〈損ない、結果的には反社会的勢力を助長させたことになる。
- 3.反社会的勢力から不当な要求を受けた際に、別の反社会的勢力(暴力団員等)を用いて事の解決を依頼することは、違法行為として罰せられる。

なお、当社における反社会的勢力との取引排除に向けた体制として、「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及び 責任者をCorporate Division及び当該部門長と定めております。

また、新規取引先並びに新規採用者について、RISK EYESの情報検索等により審査した後、Corporate division長が反社会的勢力の該当性を判 断しております。既存取引先に対しては、毎年1回、定期的に調査を実施しております。

加えて、将来的に株主となりうる候補者については、外部の専門業者によるバックグラウンドチェックを実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

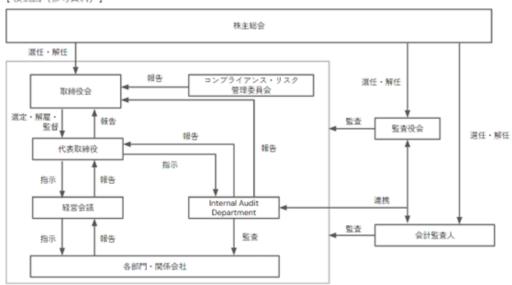
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 模式図 (参考資料) 】



【 適時開示体制の概要(模式図)】

